

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



転載・複写禁止

住所 長崎県佐世保市白岳町954番2

氏名 自然環境保全事業協同組合 代表理事 奥野 良功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 令和 3年 2月19日

許可の有効年月日 令和 8年 2月18日

1. 事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃石綿等

以上2種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 2月19日 新規許可

平成17年 7月 1日 変更許可

平成18年 2月19日 更新許可

平成23年 2月19日 更新許可

平成28年 2月19日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

自然環境保全事業協同組合
代表理事 奥野 良功 様

長崎県県民生活環境部資源循環推進課長



特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（更新）について

令和 3 年 1 月 2 1 日付けで申請を受理しました標記の件については、別添のとおり許可（更新）になりましたので、許可証を交付します。

なお、更新前の許可証については、速やかに当課あて返送ください。

また、業の運営にあたっては、関係法令を遵守されるとともに、下記の事項にご留意いただきますよう併せて通知します。

記

1. 手続きが必要な場合

(1) 更新許可が必要な場合

許可期限が到来した場合（期限 2 か月前に手続きを行うこと）

(2) 新規許可が必要な場合

個人を法人、法人を個人にする場合、個人企業で経営者が代わる場合（相続等）

(3) 変更許可が必要な場合（事前に許可を受けること）

①取り扱う産業廃棄物の種類を変更する場合

②収集運搬における保管行為の追加、中間処理・最終処分における処分の方法を変更する場合

(4) 変更（廃止）届が必要な場合（10 日以内に届出を行うこと。ただし、法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については 30 日以内に届出を行うこと。）

①氏名又は名称及び法人にあってはその業を行う役員を変更したとき

②事務所及び事業所の所在地を変更したとき

③事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な施設の構造又は規模を変更したとき（車両の変更、業の範囲内での施設の追加等）

④保管場所を有している場合であって、その所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限を変更したとき

⑤事業の全部又は一部を廃止したとき

(5) 欠格要件該当届が必要な場合（廃棄物処理法第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは 2 週間以内に届出を行うこと。また、同法第 7 条の 2 第 5 項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは、遅滞なく届出を行うこと。）

2. 教示

- (1) この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。